

妊産婦のみなさまへ

公益社団法人日本産婦人科医会
会 長 木下 勝之
副 会 長 平原 史樹
常 務 理 事 中井 章人
幹 事 倉澤健太郎

—新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について（8報）—

1. はじめに

政府は5月14日、21日にわたり42府県で、さらに25日、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に伴う緊急事態宣言をすべての都道府県で全面解除しました。

しかし、まだ流行が完全に収束したとは言えず、多くの妊産婦のみなさまは不安を抱えているかと思えます。そこで、再度、注意事項をまとめましたので、ご確認ください。

なお、5月26日には日本産科婦人科学会と日本産婦人科医会の連名で、「～緊急事態宣言の全面解除につきまして～」と題して、妊産婦の皆様へ注意事項を掲載しましたので、ご参照ください。（<https://www.jaog.or.jp/news/200526/>）

2. 個人レベルでの感染予防

- ① 国内のいかなる地域でも、妊婦さんの外出は出来るだけ控えてください。やむを得ず、外出する場合にはマスクを着用してください。
- ② 換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けてください。
※ 集団感染の共通点は、特に、「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」です。
- ③ 帰宅したら頻回に手洗い・消毒（アルコール等）をしてください。

3. 産科診療での注意事項

- ① 妊婦健診の間隔など心配なことについてはかかりつけの産婦人科の先生にご相談ください。
- ② 両親学級など集団で行う保健指導は、中止などの措置がとられていますが、おかけの産婦人科やお住いの市町村がきめ細やかな支援を行いますのでご安心ください。
- ③ 面会や立ち合い分娩については、かかりつけの産婦人科によっては、面会制限や立ち合い分娩の中止などの措置が続きますが、よく説明を聞き、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。

4. 里帰り分娩について

緊急事態宣言は解除されたとはいえ「移行期間」として県をまたぐ移動も容認されていません。里帰り分娩を検討されている方は、かかりつけの先生と分娩予定の産婦人科の先生とよくご相談のうえ分娩先を決めてください。各都道府県において里帰りを断念した妊婦の分娩受け入れ施設リストを作成しています。都道府県によってはホームページ上で公表しているところもありますが、基本的には現在のかかりつけの先生がリストを確認出来る状態にありますので、ご安心ください。

5. 感染したのではないかを思わせる症状

これは、かぜ症状と同様で全身倦怠感が強く出ることや「味やにおいがしない」症状が報告されています。発熱がなくても肺炎を発症して重症化する例が報告されています。心配であれば、かかりつけの先生と相談して下さい。

相談すべき症状

▽息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱などの強い症状のいずれかがある場合
▽発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合等です。

このような症状があれば、早めに、必ずかかりつけの先生だけでなく、各地域の帰国者・接触者相談センター（下記問い合わせ先）へ電話で相談し、指示を仰いでください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000628620.pdf#search=%27%E5%A6%8A%E5%A9%A6+%E3%82%B3%E3%83%AD%E3%83%8A+%E7%9B%B8%E8%AB%87+%E7%9B%AE%E5%AE%89%27>

※ 診断の補助となる各種検査が自治体や医療機関によって進められています。妊産婦さんの不安を解消するため、今後さまざまな取り組みが行われる予定ですので、かかりつけの先生とご相談ください。

6. 上記症状がある場合の注意事項

感染への不安があるからと言って、予め電話等で相談せず、相談センターを経ずに医療機関を直接受診することはお控えください。かかりつけの医療機関は、職員への感染拡大防止の観点から、新型コロナウイルスを疑う患者さんの診察を行わない場合もありますので、ご了承ください。

7. 妊娠中の新型コロナウイルス感染の文献による情報

現時点では、情報は限られていますが、妊娠中に感染すると妊婦さん自身の症状は（妊婦でない方に比して）重くなるということはなさそうです。赤ちゃんへの感染を疑う報告はわずかで、明らかリスクは報告されていません。

8. 万が一妊婦さんが本症にかかってしまった場合

通常、かかりつけの先生から移って、出産もできる感染症専門の医療機関（※）で治療や分娩管理を行うことになっていきます。分娩については、帝王切開が多いという報告がありますが、症状や医療機関の体制によっては、通常の出産様式の場合もあります。よく主治医と方針に関してご相談ください。

※ 現在厚生労働省では、各都道府県に地域の実情に応じた対応が取れるよう要請しており、各都道府県では感染症の管理のもとに出産を行う施設を決めています。

9. 新型コロナウイルス感染症の潜伏期の注意事項

潜伏期（ウイルスがうつってから発症するまで）は1日から12.5日（多くは5から6日）と報告されています。この潜伏期でも、感染は飛沫感染（咳、くしゃみ、つば）接触感染（手すり、ドアノブなどからも含めて）で感染しますので、先に述べた個人での感染予防が必要です。

10. 勤務している妊婦の場合

感染が心配で不安を抱えながら働いている方は、時差通勤やテレワークの活用、休暇の取得などについて、勤務先とご相談ください。（職場における妊娠中の女性労働者等への配慮については、https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html）

11. 今後の国内での発症（流行）の状況

厚生労働省ホームページ、報道等で十分注意して情報を得てください。

（妊娠中または妊娠を希望されるみなさまへ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#ninpunokata

■情報（問い合わせ先）等

- ・各地元の保健所、都道府県の相談センター等の一覧；

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

- ・新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け：厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

- ・厚生労働省の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- ・妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10653.html